

<p>省 庁 名</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>論 点</p>	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>アジャイル開発では、ノウハウやアイデアを共有する観点から、発注者と受託者、受託者の委託先等の関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠であり、特にスタートアップとの協業において、早期に成果を出す手法として有用である。規制改革ホットラインでは対応不可の旨、回答されているところ、DX推進のためにもアジャイル型システム開発の環境整備が求められている。</p> <p>【参考】規制改革ホットラインでの厚生労働省の回答（令和2年12月18日回答） 対応不可</p> <p>御指摘の「アジャイル開発等のシステム開発」における意思疎通等について、一律、偽装請負に該当しないことを明確化することは困難であり、37号告示に基づき、実態に即して判断されるものです。</p> <p><論点①></p> <p>都度、実態に即して判断していたのでは、アジャイル型システム開発のメリットであるスピード感が損なわれるだけではなく、事業者の過度な負担になることを踏まえ、発注者、受託者、委託先との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接的な作業指示」にあたらぬ解釈を示すべきではないか。</p> <p>近時のシステム開発では、発注者が一方的に受注者に対して指示を行うだけでは満足いくシステムは開発できず、発注者も事務フロー等に関する情報を提供し、システム導入に必要なBPRを行いながら、共同で開発することの必要性の認識が増してきている。</p> <p>このような場合、「請負契約」という契約形態をとりつつも、発注者側には必要な協力を行う双方向の義務が存在するのであり、事務フロー等に係る発注者から受注者に対する情報提供は指揮命令に該当するものではなく、発注者側の債務の履行と考えることができる。</p> <p>このようなアジャイル型の共同システム開発において、SE等に対して発注者側が情報提供を行う行為は指揮命令に該当するものではなく、偽装請負には該当しないとといったことを告示に基づく疑義応答集において、明確化すべきではないか。</p>

<論点②>

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答集において、「新しい製品の製造や、新しい機械の導入により、従来どおりの作業方法等では処理ができない場合(略)、変更に際して、発注者による技術指導を受けることは、特に問題はありません。」との記述があるが、「製品」に「システムの開発」は含まれると考えているか。

また、もし含まれないのであれば、「新しいシステムの開発・導入」に係る場合も請負と派遣の区分につき明示すべきではないか。

【回 答】

- 1 個別の事案が、いわゆる偽装請負に当たるかどうかは、契約の名称如何に関わらず、労働者に対する聞き取り調査などにより、実態を把握した上で判断するものである。アジャイル型開発という名前であれば、偽装請負に当たらないといった判断は困難であるため、疑義応答集(Q&A)などにより、できる限りの一般的な考え方をお示ししているところである。
- 2 御指摘の疑義応答集(Q&A)中、「製品」に「システム開発」は含まれ得るものであり、この点について、Q&Aの改定による明確化などを検討してまいりたい。